

議案第4号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成23年8月16日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

【県指定保護文化財の指定】

平成23年8月1日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	員 数	所在地
<small>みなみかどわきけじゅうたく</small> 南門脇家住宅		大山町
主屋	1棟	
奥座敷	1棟	
裏座敷	1棟	
茶室	1棟	
夜具蔵	1棟	
新蔵	1棟	
米蔵	1棟	
味噌蔵	1棟	
所帯蔵	1棟	
北座敷	1棟	
門長屋	1棟	
庭門	1棟	
附 大工小屋	1棟	
北納屋	1棟	
南塀	1棟	
西塀	1棟	
隅納屋	1棟	
家相図（江戸後期、安政7年、明治39年）	3枚	
普請帳（明治36年）	1冊	
土地（中門、中塀、井戸、洗い場、石橋含む）	2,100㎡	



南門脇家住宅主屋



南門脇家住宅主屋内部

文化財的価値

南門脇家住宅は、当地方における江戸時代後期の上層農家の住宅形式をよく伝える主屋に加え、明治末期と大正期に増築された奥座敷・裏座敷の意匠が各時代の好みをよく示しており、当家に伝わる家相図、普請帳とあわせて、歴史的価値が高い。また江戸後期の主屋を中心に明治から大正にかけて整えられた屋敷構えも良好に保存され、本門脇家住宅、東門脇家住宅とともに、所子集落の景観上において重要な役割を果たしている。

【県指定史跡の指定】

平成23年8月1日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき、鳥取県指定史跡に指定する。

名 称	所在地
にいみしまだにぶんきゆうぼ 新井三嶋谷墳丘墓	岩美町



発掘調査時



整備状況

文化財的価値

新井三嶋谷1号墳丘墓は、弥生時代後期初頭に築かれた墳丘墓としては国内でも最大級の規模を誇る。弥生時代墳丘墓として特徴的な要素が良好な状態で保存されており、1号墳丘墓に先行して築かれた2号墳丘墓とあわせ、鳥取県東部地域の弥生時代の墓制や社会構造などを探る上で極めて高い学術的価値をもつものである。

【県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財の選択】

平成23年8月1日開催の鳥取県文化財保護審議会で、選択することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第29条第1項の規定に基づき、鳥取県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財に選択する。

名 称	所在地
きゅうひんはんとう 弓浜半島のトンド	米子市、境港市、南部町、伯耆町



神幸行列（米子市和田）

文化財的価値

弓浜半島を中心に、境港市、米子市、西伯郡の一部に広く分布するこの小正月の火祭り行事は、地域ごとにあるトンド講を主体とし、1年交代のトウヤが祭礼の執行にあたること、歳徳神を神輿や屋台に乗せ、あるいはトウヤが奉持して地域内を練り歩くことが大きな特色である。近代の国家神道関与以前の日本の古い祭祀形態を示し、また歳徳神信仰のあり方を考える上でも興味深く、記録作成等の措置を講ずべき貴重な無形民俗文化財である。



神幸行列（米子市河崎）

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数 - ()内は今回の指定件数であり内数

県内	県指定文化財		249	(2)	国指定文化財		116
	保護文化財		118	(1)	国宝・重要文化財		55
	建造物		21	(1)	建造物		17
	史跡		19	(1)	史跡		31

	県指定文化財	県保護文化財		国指定文化財	国重要文化財	
大山町	6	4	建造物 2	1	8	建造物 3
		県史跡			国史跡	
岩美町	5	2		6	3	

県内	県選択無形民俗文化財	1	(1)	国選択無形民俗文化財	9
----	------------	---	-----	------------	---